

○緑化資材等支給要綱

(平成 30 年 4 月 1 日要綱)

(目的)

第 1 条 この要綱は、町内の緑化活動を推進するため、団体に種子、苗、緑化資材等(以下「資材等」という。)を支給し、緑あふれるまちをつくることを目的とする。

(支給対象団体)

第 2 条 支給対象団体は、緑化に意欲的かつ継続して活動する団体を対象とする。

(支給対象の場所)

第 3 条 対象となる植栽場所は、施設管理者の同意を得た町内の公園、公民館、駐車場等公共施設で、接道から全部が見渡せる花壇とする。

(支給の申請)

第 4 条 資材等の支給を受けようとする団体は、緑化資材等支給申請書(様式第 1)をその都度町長に提出しなければならない。

(支給方法)

第 5 条 資材等の支給方法については、それぞれ団体と建設課が協議して決定する。支給できる資材等は、別表第 1 に定めるとおりとする。ただし、対象花壇の面積は、建設課が測定を行い確定するものとする。

(完了報告)

第 6 条 資材等の支給を受けた団体は、植栽完了後、速やかに植栽完了報告書(様式第 2)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 写真(植付作業中及び完了後の状況がわかるもの)

(2) その他必要と認める書類

(維持管理)

第 7 条 支給を受けた団体は、植栽完了後、適正な花壇の維持管理に努めなければならない。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

支給資材	数量、支給金額
・花苗、球根 ・種子、樹木苗等 ・緑化資材 (肥料、石灰、園芸用土、柵、水やりホース、レンガ等)	・1 m ² あたり 16 株程度 ・5 千円以内 ・1 団体あたり年間 1 万円以内

様式第 1 (第 4 条関係)

緑化資材等支給申請書

[別紙参照]

様式第 2 (第 6 条関係)

植栽完了報告書

[別紙参照]